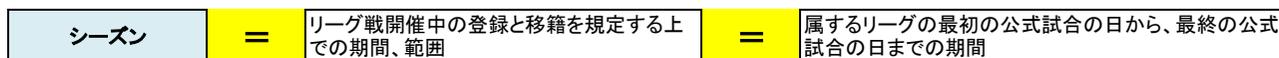


サッカー選手の登録と移籍等に関する規則について、

山梨県サッカー協会4種委員会では、選手の登録と移籍の取り扱いについて、4種組織全体での健全な選手育成に鑑み「登録選手の移籍に関する内規」を設けていたが、今回の日本サッカー協会からの通知により、これを廃止し、日本サッカー協会の定める「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」によって運営を行うこととしたものである。
 この内容については各チームに配信済みであるが、認識を共有するために山梨県4種委員会事業における適用範囲を具体的に示すものである。

公益財団法人日本サッカー協会「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」(抜粋)

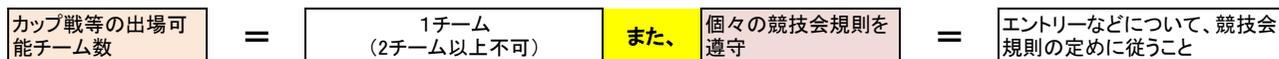
第12条 (シーズン)	
1 「リーグ」について規定	シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。
2 「リーグ」について規定	選手は、1つのシーズン期間中につき、最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。
3 「カップ戦等」について規定	選手は、同期間中に同じ国内選手権(リーグは除く)又はカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。



*ここで言う「リーグ」とは、「山梨県U-12リーグ」である。
 したがって、最初の公式戦は、U-12前期リーグの初戦開催日であり、最終の公式戦はU-12後期リーグ最終日となる。
 ●「リーグ」は、前期、後期通じて一つのリーグである。

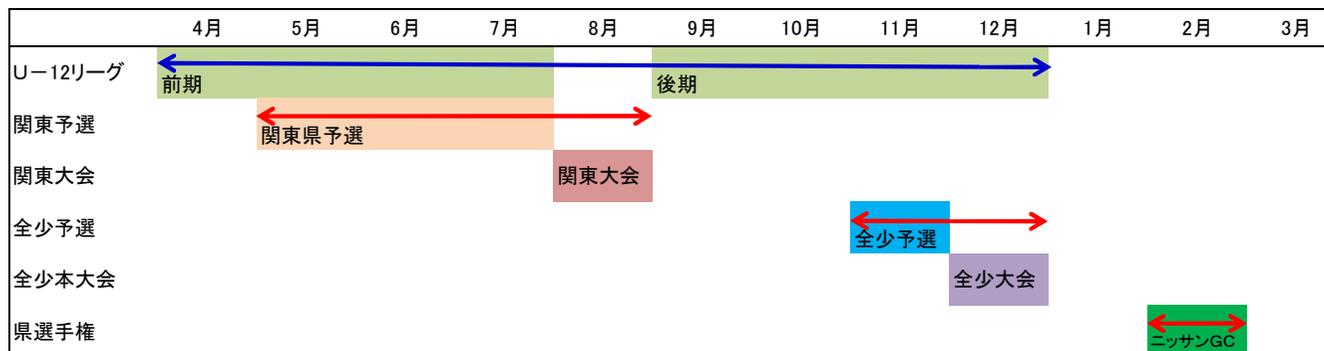


*リーグに関しては、登録チームについては、移籍の制限を受けずに3チームに日本協会登録することが可能となる。
 しかし、2チームに限って公式戦への出場が可能であることを示している。
 ●「リーグ」期間中での登録、移籍を規定している。



*個別の大会(カップ戦等)における出場資格を移籍の有無に関わらず1チームに限定している。
 この場合も、競技会規則等によるエントリーなどの制約を受ける。
 ●本県では、当該カップ戦等の期間中、予選、本大会通じてレギュレーションが同じである関東大会、全少大会、選手権大会が該当する。

※ 山梨県4種委員会事業における規則適用のイメージ



←→ リーグ戦の期間
 ●最初の公式戦開催日～ 最終の公式戦開催日
 ●最大3チームまで登録可能、出場は2チームまで
 ←→ カップ戦の期間
 ●大会期間中の出場は、1チームに限られる。